

原発の運転延長 法改正を検討

いまは「原則40年」 推進の経産省、関与めざす

経済産業省は原則40年と定めている原発の運転期間について、電力の安定供給などを理由に延ばせるようにする法改正の検討に入った。運転期間を定める原子炉等規制法（炉規法）や電力の安定供給を定めた電気事業法、原子力基本法を一括で改正する方向で調整している。

運転期間の延長は、岸田文雄首相が8月に検討を指示。経産省の審議会で議論しており、年内にも結論を出す。運転延長には世論の反発も予想され、経産省は与党などと調整しながら慎重に判断する。早ければ来年の通常国会に改正法案を提出したい考えだ。

原発の運転期間は、東京電力福島第一原発事故後、炉規法の改正で原則40年となった。原子力規制委員会が認可すれば最長20年延長できる。

経産省はまず、原子力政策の原則を定める原子力基本法と、経産省が所管する電気事業法を改正する案を検討している。具体的には、原子力基本法の目的規定にエネルギー安定供給や脱炭素の観点を加える。電気事業法には、電力供給を踏まえて延長の必要性を

産相が判断するなどの規定を入れることを想定している。

炉規法を所管する規制委員会は、運転期間の長さについては「政策判断」として関与しない立場だ。経産省は規制委員とも協議し、炉規法も含めた改正に向けて調整する。経産省幹部は5日の規制委の定例会で、規制委による安全性の確認が大前提としたうえで「（原子力の）利用政策の観点から、法改正や制度整備が必要になる」と述べた。

運転期間を延ばす方法は2案が検討されている。期間の上限を設けず、設備の状態などに応じて原発ごとに判断する案と、規制委の審査などで稼働していない期間を「40年」の運転期間から除く案だ。さらに運転期間を延ばすことに批判が強まる可能性がある。

もともと原発に運転期間の上限規定はなかったが、原発事故の教訓から安全規制の柱として定めた。所管も推進官庁の経産省から、事故後に発足した規制委に移した経緯がある。経産省が運転期間の延長に関わるようになれば、規制の「独立」が揺らぎ、安全性の問題にもなりかねない。